

議第33号 呉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

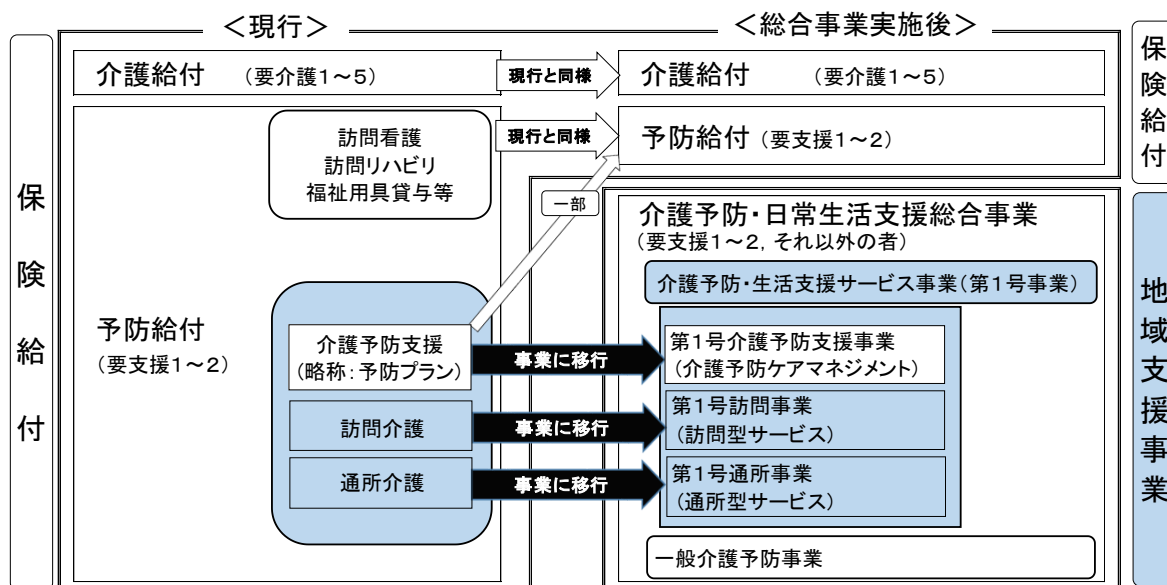
1 改正の趣旨

呉市において介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」といいます。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）を実施するに当たり，市町村特別給付の支給対象に，総合事業で実施する第1号訪問事業及び第1号通所事業を追加するものです。

※ 総合事業の概要

総合事業は，地域包括ケアシステムの構築に向けて，介護保険制度の改正により創設された地域支援事業の1つで，本市では平成29年4月から開始します。

総合事業への移行に伴い，要支援者に対する介護予防給付のうち，介護予防支援，訪問介護，通所介護は，総合事業へ移行（給付費から事業費に移行）することになります。



2 改正の内容

市町村特別給付は，法第62条の規定に基づき，介護者が病気等の特別な事情により，介護することが一時的に困難となり，要介護被保険者又は要支援被保険者が居宅における日常生活の継続が著しく困難であると市長が認めたときに，3か月以内の必要な期間において，区分支給限度額を超える居宅サービスについて居宅介護サービス費等を支給することができるものです。

総合事業で実施する第1号訪問事業又は第1号通所事業のうち，法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の行うものは，市町村特別給付の対象サービスである現行の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービスであることから，市町村特別給付の支給対象に同条第2項に規定する第1号事業支給費の支給対象事業（居宅要支援被保険者に対するものに限る。）を追加するものです。

	現行（予防給付）	移行後（総合事業）
特別 給付 の対 象	法第53条第2項各号の規定による介護 予防サービス費	法第53条第2項各号の規定による介護 予防サービス費
	介護予防訪問介護・介護予防通所介 護に係るサービス費	法第115条の45の3第2項の規定に よる第1号事業支給費（指定事業者が行 う第1号訪問事業及び第1号通所事業）

3 施行期日

平成29年4月1日

4 新旧対照表

現行	改正案
<p>（市町村特別給付）</p> <p>第3条の2 市長は、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）が、次の各号のいずれかに該当することとなり、居宅における日常生活の継続が著しく困難であると認めるときは、3か月以内の必要な期間において、法第43条第1項の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は法第55条第1項の介護予防サービス費等区分支給限度基準額を超える法第41条第4項各号の規定による居宅介護サービス費（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）及び法第42条第3項の規定による特例居宅介護サービス費（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護に係るものを除き、同条第1項第2号に掲げるときに限る。）並びに法第42条の2第2項各号の規定による地域密着型介護サービス費（認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係るものを除く。）又は法第53条第2項各号の規定による介護予防サービス費（介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生</p>	<p>（市町村特別給付）</p> <p>第3条の2 市長は、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）が、次の各号のいずれかに該当することとなり、居宅における日常生活の継続が著しく困難であると認めるときは、3か月以内の必要な期間において、法第43条第1項の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は法第55条第1項の介護予防サービス費等区分支給限度基準額を超える法第41条第4項各号の規定による居宅介護サービス費（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）及び法第42条第3項の規定による特例居宅介護サービス費（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護に係るものを除き、同条第1項第2号に掲げるときに限る。）並びに法第42条の2第2項各号の規定による地域密着型介護サービス費（認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係るものを除く。）又は法第53条第2項各号の規定による介護予防サービス費（介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生</p>

活介護に係るものを除く。)及び法第54条第3項の規定による特例介護予防サービス費(介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護に係るものを除き、同条第1項第2号に掲げるときに限る。)並びに法第54条の2第2項各号の規定による地域密着型介護予防サービス費(介護予防認知症対応型共同生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。)に係るものを除く。) _____

_____をそれぞれ支給することができる。

(1)・(2) (略)

2 (略)

活介護に係るものを除く。)及び法第54条第3項の規定による特例介護予防サービス費(介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護に係るものを除き、同条第1項第2号に掲げるときに限る。)並びに法第54条の2第2項各号の規定による地域密着型介護予防サービス費(介護予防認知症対応型共同生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。)に係るものを除く。)若しくは法第115条の45の3第2項の規定による第1号事業支給費をそれぞれ支給することができる。

(1)・(2) (略)

2 (略)